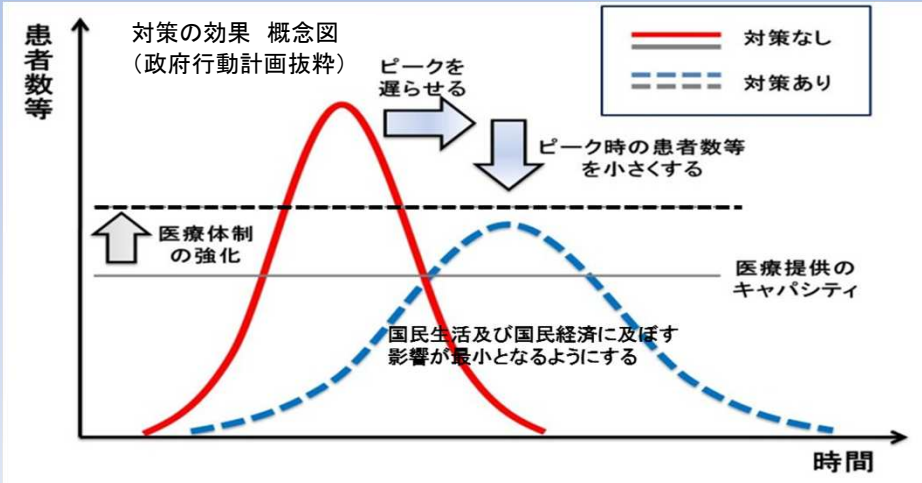


立川市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

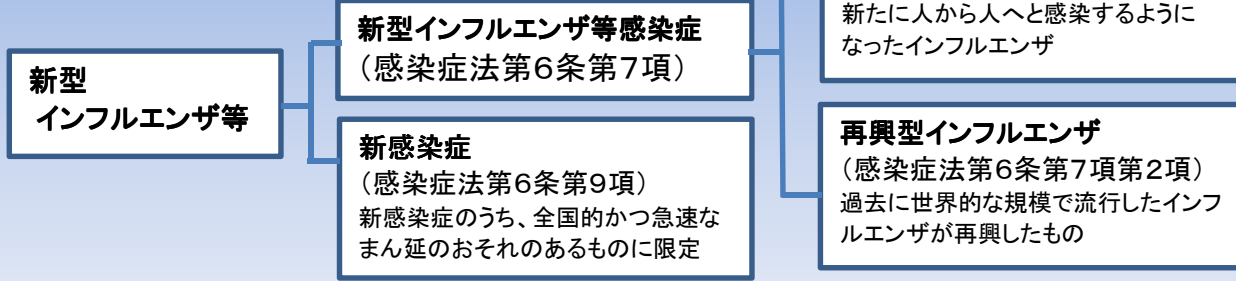
新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成25(2013)年4月に施行され、新型インフルエンザ等対策政府行動計画や東京都新型インフルエンザ等対策行動計画が新たに作成された。これを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別特措法第8条に基づき、立川市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定

◆立川市新型インフルエンザ等対策行動計画の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。



◆対象とする感染症



◆実施体制

- ① 海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合などの際は、必要に応じて立川市危機管理対策会議を開催し、市内の情報共有化と国内発生に備えた体制の整備等を行う。
- ② 新型インフルエンザ等対策特別特措法に基づき、政府の新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が行われたときは、直ちに立川市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。
- ③ 政府の緊急事態宣言が行われていない場合でも、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合には、立川市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への対策を積極的に推進していく。

立川市新型インフルエンザ等対策本部

設置: 市長 構成員: 本部長(市長)、副本部長(副市長、教育長)
本部員(立川消防署長又はその指名する消防吏員、各部長等)
事務局: 福祉保健部、市民生活部

◆発生段階に応じた主な対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
実施体制		立川市危機管理対策会議	立川市新型インフルエンザ等対策本部			対策本部廃止
情報収集・提供	国、都及びマスコミ等からの新型インフルエンザ等に関する情報収集					
	市民への感染予防策の情報提供		感染予防策、医療機関のかかり方等の情報提供			
	医師会等関係機関との情報共有					
市民相談	相談窓口の整備	保健所の「新型インフルエンザ相談センター」と連携しながら、コールセンター等による相談対応の実施				相談体制の縮小・廃止
感染拡大防止	市民へのマスクの着用、手洗い等感染予防策の周知		市民、学校、社会福祉施設等への感染予防策の周知徹底			
	市の施設や市の行事における感染拡大防止策の実施					
予防接種	特定接種の予防接種体制の構築	市職員への特定接種の実施(特措法第28条に基づき医療従事者や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員等に対して行う予防接種)				第二波に備えた接種の継続
	住民接種の予防接種体制の構築	住民接種の実施(予防接種法第6条第3項に基づき住民に対して行う臨時的予防接種。緊急事態宣言がなされた場合は、予防接種法第6条第1項に基づく予防接種として実施)				第二波に備えた接種の継続
市民生活及び市民経済の安定の確保	要配慮者(高齢者、障害者等)等への生活支援体制の整備		要配慮者等への生活支援の実施			
	一時遺体安置所の施設確保の準備	円滑な火葬の実施、一時遺体安置所の運用準備		火葬場の稼働依頼、一次遺体安置所の運用		一次遺体安置所の順次閉鎖
	市業務継続計画の見直し及び整備	下水道業務及びごみ処理業務の維持その他の業務については、業務継続計画に基づき実施				平常時の体制に移行
	●緊急事態宣言がなされた場合 生活関連物資の価格高騰や買占め及び売り惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握。必要に応じて適切な行動を呼びかける					